



2 下 総 第 1 5 9 号
令和 2 年 7 月 29 日

福島市下水道等事業運営審議会
会長 初澤 敏生 様

福島市長 木 幡 浩



下水道等事業（下水道及び農業集落排水事業）の
使用料のあり方について（諮問）

福島市下水道等事業運営審議会条例第2条の規定に基づき、本市の「下水道等事業の使用料のあり方について」、貴審議会に諮問いたします。

諮 問 の 理 由

下水道等事業は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、浸水の防除などに大きな役割を果たしており、本市においては、昭和38年に公共下水道事業の整備を開始して以来、流域関連公共下水道や農業集落排水事業の普及拡大を図って参りました。

その結果、本市の令和元年度末の下水道及び農業集落排水施設の下水道等普及率は67.1%となり、合併処理浄化槽をあわせた汚水処理人口普及率は86.5%と、着実に進展して参りました。

しかし、下水道等の施設が未整備の地区があることや、施設の老朽化や耐震化などの課題を抱えており、これら課題解消のためには多くの費用を要します。

また、人口減少の進行などにより、使用料収入は減少傾向であるなど、事業の経営状況は今後ますます厳しさを増していくことが予測されます。

このような経営状況を、より「見える化」するために、本市下水道等事業においては平成28年度から地方公営企業法の一部を適用し、企業会計制度に移行いたしました。

これにより、事業の透明性の向上が図られ、継続的に経営健全化に取り組む基盤も強化されました。これからは、より一層の効率的な運営と適正な財源の確保により、将来にわたり下水道等事業を持続的・安定的に運営していくことが求められております。

このような状況を踏まえ、今後の事業計画と経営見通しに基づき、市民生活に直結する令和4年度以降の「下水道等事業の使用料のあり方」について、貴審議会へ諮問するものであります。